

事 務 連 絡

平成22年 4 月15日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

有床診療所入院基本料の施設基準に係る届出の取扱いについて

有床診療所入院基本料については、平成22年度診療報酬改定においてその施設基準を改正したため、平成22年4月以降に有床診療所入院基本料を算定しようとする医療機関は、たとえ改定前に有床診療所入院基本料を算定していた場合であっても、改定後の新たな施設基準に係る届出を行う必要があります。

このような取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第4の1の表2においてお示ししてきたところです。

今般、この取扱いに関して、新たな施設基準の届出が行われていない有床診療所が少なからず存在することが判明しました。このままでは従前より入院医療を行っていた有床診療所においても、平成22年4月以降に有床診療所入院基本料を算定できないこととなります。

このため、例外的な取扱いとして、下記のとおり届出書の提出期限を延期しますので、既に提出されている多数の届出書の要件審査に日々取り組まれているところかと推察しますが、貴管下の有床診療所である保険医療機関、審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう、ご協力をお願いいたします。

記

平成22年度診療報酬改定後の有床診療所入院基本料1、2又は3の施設基準に係る届出については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成22年3月5日保医発0305第2号)第2の7のなお書きの規定にかかわらず、平成22年4月26日までに届出書の提出があり、同月末までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。